

体育・スポーツ関連学部における性の在り方への対応に関する緊急性

— 大学生アスリートを主対象としたセクシャリティに関する意識調査 —

Urgency for addressing sexuality in physical education field

— A preliminary survey of gender sexuality in collegiate athletes —

次世代教育学部こども発達学科
藤田依久子
FUJITA, Ikuko
Department of Child Development
Faculty of Education for Future Generations

体育学部体育学科
前川 真姫
MAEKAWA, Maki
Department of Physical Education
Faculty of Physical Education

静岡産業大学経営学部心理経営学科
高城 佳那
TAKAGI, Kana
Shizuoka Sangyo University
Department of Management Psychology
Faculty of Management

日本女子体育大学基礎体力研究所
澤井 朱美
SAWAI, Akemi
Japan Women's College of Physical Education
Research Institute of Physical Fitness

Abstract : Considerations for sexual diversity in school education began to be demanded from the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) in 2010 by requesting consideration to students with gender identity disorder, which was later expanded to include sexual minorities in general. On the other hand, gender diversity is not explicitly mentioned in the revised edition of education guideline. It has been reported that the age of recognizing strangeness between their biological and self-acknowledgement gender are most likely to be seen before entering elementary school. Moreover, being aware of their sexual orientation are mostly seen in adolescents, which suggest the understanding and support in school is essential. In the sports field, efforts are being made to improve the environment and the nature of sexuality in sports. In the fields of early childhood education, primary and secondary education, and university education that produces educators and leaders involved in sports, it is necessary to expand educational programs on sexual diversity. Additionally, sexual minorities have been indicated to have a high rate of suicidal thoughts, which is an urgent issue in light of the recent unstable social situation in Corona. In this study, we conducted a survey on the awareness and understanding of SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) and sexual minorities in college athletes and examine how education on “sexual diversity” should be provided.

キーワード：セクシュアルマイノリティ, LGBTQ, 多様性, SOGI, 学生アスリート

I. はじめに

学校教育における『性の多様性』への理解と配慮は、2010年に文部科学省が性同一性障害の児童生徒への配慮要請から本格化し、その後、セクシュアルマイ

ノリティ全般に拡大され、現在、全てのセクシャリティの児童生徒が自分たちの性の多様性について学ぶことの重要性が示されている。その一方で、2017年改訂の学習指導要領内には『性の多様性』は明記されていない。また、スポーツに目を向けると、体と心の性

が一致しない場合には、厳しい参加条件が定められていたり、カミングアウトを行うと批判や誹謗中傷を受けたりするなど、ルール以外にも様々な障害がある。このような現状を打破すべく、スポーツ環境の整備やスポーツにおける性の在り方に関する取り組みが進められている。幼児教育や初等・中等教育、スポーツに関わる教育者や指導者を輩出する大学教育においても『性の多様性』に関する教育プログラムの拡充が課題と言える。そこで、本研究では、スポーツに関わる者を対象に、SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity：性的指向と性自認) とセクシュアルマイノリティに関する認知・理解度等の意識調査により現状を把握し、「性の多様性」に関する教育の在り方について検討する。また、現状のLGBTQ及びSOGIに関する教育や対応が求められる背景について述べ、海外のLGBTQへの対応例を参考に現在の日本における教育の現場での課題について検討を行っていききたい。

II. 研究の背景

1. 学習指導要領と教科書の掲載

文部科学省の学習指導要領には、現状では「性の多様性」についての記載はないが、2017年度、高校の家庭科と倫理の教科書の中で「性の多様性」について触れられている。その後、2019年度から義務教育である中学校道徳の教科書で取り上げた。また、2020年度から小学校の保健体育の教科書で「体の性と心の性がちがう気がする、と感じる人」や「異性に興味がもてない、と感じる人」と記述している。新学習指導要領には、LGBTQについて触れられてはいないが、2021年度から採用される中学校の教科書で『性の多様性』について触れる科目は、道徳だけではなく、国語、歴史、公民、家庭、美術、保健体育と広がっている。道徳の教科書では、男女別制服の見直しなど「社会状況を見ると、子どもたちには『性の多様性』を学ぶ機会が必要」として掲載されている。国語の教科書には、ゲイであることを公表した日本文学研究者ロバート・キャンベル氏の文章が掲載され、公民では、同性カップルのホテルの宿泊拒否を違法とする国の見解を示し「多様な性の意識を持つ人々が、社会の中で自分らしく生きるための取り組みも必要」とされている。また、性別に関係なく制服のストラックスをはけるようにした自治体の動きが取り上げられている。保健体育の教科書では、思春期の心身の発達を扱う章において『『普通』『常識』『みんなも言っている』、そんな

声を耳にしたら『そうじゃない人だっているかもしれない』という発想をみんなに持ってほしいと思います」という、LGBTも働きやすい職場環境を支援する団体の代表のインタビューが掲載された（日本経済新聞、2020年3月25日「21年度からの中学教科書『性の多様性』理解促進に工夫」）。2027年まで学習指導要領の改訂はされないが、学校でのLGBTQへのいじめやアウティング（性的指向や性自認について本人の許可なく第三者に暴露すること）の問題など社会的関心が高まっているのを受け、独自に「性の多様性」について触れる教科書も増えてきている。

2. 体育・スポーツ関連学部における緊急性

(1) LGBTQをとりまく社会環境

2015年にはスポーツクラブの更衣室の利用をめぐり、トランスジェンダーの女性が性別適合手術を受ける前に女性の更衣室を利用できないか尋ねたところ、男性の格好での利用を強制されるなどしたためスポーツクラブを訴えた事例がある。また、戸籍上の性別を変えることができないトランスジェンダーは、外出先でのトイレの利用時など日常の社会生活の中でも困難を強いられることもある。当事者の多くは、「LGBTQは異常」、「こどもを作らないから非生産的」等とスティグマを付与される。そのため自尊感情が低くなり自死に繋がることも指摘されている。ここで、職場の工場内でのユニフォームに関して先進事例を挙げる。2012年よりオムロン株式会社はダイバーシティを推進する部署を設置し、2015年頃から、誰もが働きやすい職場づくりを目指した活動を続けている。その中で、男女差を問わない統一デザインのファクトリーユニフォームに一新した2018年には「様々な考え方もった多様な人材が、国籍・宗教・婚姻の有無・性別・性的指向または性自認等・障がいの有無などに関わらず、個性や能力を存分に発揮し活躍できる企業を目指す」と会社の方針を発信している。当事者が日常生活の中で直面する事柄に、現在の教育現場はどのような現状でありどのような対応を求められているのだろうか。

(2) スポーツ活動場面や現場で抱える課題

多くのスポーツでは、公平性を担保するという目的で「男女」に分けて競技が行われる。しかし、生物学的な性と性自認が一致しない選手が自認する性の種目で競技に参加するにあたり、公平性が保たれているとは言い難い。スポーツと性に関して、これまで、いく

つかの規則が作られている。例えば、現在のオリンピックの規則では、トランスジェンダーの選手が自認する性で競技を行う場合、「自分の性自認を宣言」することが必要であり、宣言後約4年間は変更できない。さらに、「トランス女性」が女性種目で競技をするには、競技に参加するまで約1年間継続して、血中のテストステロン（男性ホルモン）を基準値以下にしなければならぬ（トランス男性の選手にはこうした条件はない）。

2004年から2015年までは、トランス女性やトランス男性であれ、自認する性で競技をするためには、以下の3つの条件が課せられていた。

- ①思春期以前に性別適合手術を受けているか、思春期以降であれば手術後2年以上が経過している
- ②手術以降、検証可能な方法で適切なホルモン治療を受けている
- ③新しい性が法的に承認されている

しかし、性別適合手術は身体への負担が非常に大きく、さらには、実力や実績があったとしても手術後2年間は競技ができない。また、性別の変更を法的に認めていない国や地域が多くある。

2016年以降には、性別適合手術の条件が削除するなど新しい規則ができたが、トランス女性に対しては、テストステロン値が基準内であっても、女性種目での競技を批判されたり、誹謗・中傷にさらされたりすることもあった。一方、男性のスポーツ領域における同性愛嫌悪（ホモフォビア）に関しては、深刻な問題が内在している。2013年に、プロバスケットボールリーグのジェイソン・コリンズ選手は、アメリカ4大スポーツの現役選手として初めて、ゲイであることを公表した。何年も苦しみ耐え、度を越した偽りの生活を送ってきたと述べている。また、競泳で五輪金メダルを獲得したイアン・ソープ選手は、引退後の2014年にカミングアウトした。ゲイであることを隠し続け、うつ病で闘病していた。このように、スポーツ界においても、当事者が精神的な苦痛にさらされてしまうことがある。近年では、上述した選手のように、セクシャリティをカミングアウトするアスリートが増えてきているが、日本の現状では、大勝ら（2019）の調査によると、対象とした公認スポーツ指導者1万人のうち、72%の指導者が、身の周りにLGBT当事者が「いない・いなかった」と回答している。つまり、日本のスポーツ現場においては、当事者の存在は現在でも可

視化されていないのが現状である。

GBTなどの人々がスポーツ現場で抱える課題や困難、対応策について、体育・スポーツにおける多様な性の在り方ガイドライン（日本スポーツ協会2020）には、以下の内容が挙げられている（一部抜粋）。

セクシャルマイノリティの人たちの悩み	対応のヒント
男女でユニフォームや移動着の色や形が違うこと 女性のオフィシャルスーツがスカートしかないこと	男女に分ける必要があるのかを考えましょう。 男女に関係なく着られるユニフォームや移動着を検討しましょう。 本人が着たいものを選択できるようにしましょう。
「男子はこっち、女子はこっち」とグループ分けされること	男女に分けて活動する必要があるのかを考えましょう。 男女が一緒にできる活動を検討しましょう。
男子は「くん」、女子は「ちゃん」「さん」で呼ばれること	「くん」「ちゃん」「さん」を言う呼び分けを行わず、共通の敬称を用いましょう。本人がどう呼ばれたいかを確認しましょう。
更衣室やお風呂が皆と一緒に嫌だった	指でも使える個室を設けましょう。 共同風呂の場合は、時間を区切って使用しましょう。一人用のお風呂を使用できるようにしましょう。
チームメイトにカミングアウトすべきなのかどうか	カミングアウトは本人にとっては負担の大きいことです。カミングアウトを強制することはやめるべきですが、本人がカミングアウトしてもよいと思える環境や雰囲気を作ることは必要かもしれません。
性別変更手術をして競技を継続できるかわからない	指導者は、各競技団体の取り組みや対応について情報を得ておきましょう。また、相談されたときは、本人が競技を継続できるよう、協会や団体に働きかけることも必要になるでしょう。
指導者に相談したら、指導者が勝手にチームメイトにバラしてしまったこと	これはアウティングといわれる行為にあたります。本人の許可なく性別情報や性的指向を暴露することは、プライバシーの侵害です。相談された人は、必ず本人がどうしてほしいかを確認し、対応にあたるようにしましょう。
指導者の理解が少ないこと	指導者は、多様な性があることを理解しましょう。また、本人から相談された時は、どのような相談内容なのか、今後、どうしてほしいかなどを聞き、必ず本人と今後の対応について話をしましょう。

(3) 実技実習授業・合宿時等における対応の課題

筆者らのように、体育・スポーツ関連学部には所属する学生が多数を占める大学では、学内での実技授業に加え、体育・スポーツ関連学部では、学外での水泳実習、宿泊を伴うキャンプ実習、野外実習、雪上スポーツ実習などがある。LGBTなどの学生が抱えている課題や困難として、トイレ、お風呂、着替え、部屋割りなどがある。日常的な行動において、無意識に男女に分けられることが習慣化されており、これは当事者の学生にとっては過ごしにくい環境である。また、カミングアウトをしている学生のみならず、カミングアウトをしていない学生への配慮も必要であり、当事者の意思を尊重した個別の対応が求められる。

1) トイレ

男女別のトイレ及び多目的トイレが公共の場で設置されているが、学校現場においては男女別のみの設置がされていることが多い。合宿生活だけにとどまらず、普段の学校生活の場面や教育実習においても、トイレの利用について違和感を訴える学生がいる。

2) お風呂（シャワー）

実技の授業や合宿生活が多い学生においては、お風呂の利用に関して、身体を他者に見られる機会を持ちたくないと感じる学生がいる。

3) 着替え（更衣室）

実技の授業が多いため、更衣室を利用する機会は多くある。上述のお風呂の利用と同じ理由において、着

替えに関して個室を利用したいと申し出る学生がいる。

4) 合宿（泊り寝室）

同性と同室になることに違和感をもつ学生がいる。

5) 競技ユニフォーム

競技種目によってユニフォームに男女差があるのか、と学生からの指摘や訴えがあることが多い。訴えの中には、自分自身は、男性と同じ容姿でいたい、スカートや女性らしい格好を強要されているように感じるというものもある。男女差があるユニフォームは歴史的にも身につけるものの違いが顕著である。例えば、以下のような、ユニフォームの男女差がある。

テニス…男子選手においては、ポロシャツまたはTシャツに短パンを用いるが、女子選手においては、大会によって違いがあり、上半身は男女差がない場合もあるが、短パンではなくスカートを身につけることが多い。

ソフトボール…男子選手においては、女子選手のような短パンを身につけることはない。

ホッケー・ラクロス…女子選手は、スカートを身につけるユニフォームが多いが、男子選手は他の競技と同じく短パンを身につける。

Ⅲ. セクシュアルマイノリティの現状

1. セクシュアルマイノリティの定義

1970年代までは「ジェンダー」の対となる概念は異性愛への依存から「セックス」であるとされていた。現代のジェンダー論において、「ジェンダー」の対となる概念は必ずしも「セックス」ではない（植村2014）。ジェンダーとは、「社会的性別」で、多くの社会には、女らしさや男らしさといった女ならこうすべき、男ならこう振る舞うべきといった規範があり、この規範による性差のことを指す。

セクシュアリティ (sexuality) という単語を辞書で引くと「性行為や性的欲求に関すること」(大辞林第三版)や「性的特質。性的興味。性を意識させることやもの」(デジタル大辞泉)と記されている。このような説明から見えてくることは「セクシュアリティ」とは、性に関する多様な現象・イメージ・欲望・意識などをまとめる概念のことであり、決まった形の要素を指すものではない。このように広義な言葉であるた

め定義をすることは難しいことがわかる。

セクシュアルマイノリティ (sexual minority) は、身体的性別 (sex)、性自認 (gender identity)、性的指向 (sexual orientation) などが男女二元論と異性愛主義 (heterosexism) 社会の常識に対応しない者のことを指す (上野2008)。また、当事者たちが差別的ニュアンスのある「マイノリティ」を避けるために使い始めた「LGBT (レズ, ゲイ, バイセクシュアル, トランスジェンダー)」がよく用いられている。レズビアン (Lesbian) は女性を好きになる女性、ゲイ (Gay) は男性を好きになる男性、バイセクシュアル (Bisexual) は男性と女性の双方が性愛の対象となる性的指向を持つ人を表す。また、トランスジェンダー (Transgender) は出生時に割り当てられた性とは異なる性を生きようとする人であり、その頭文字を繋げて「LGBT」と記す。しかし、ある個人の恋愛感情や性愛の対象がどこに向かうかを指す「性的指向 (sexual orientation)」と性別は独立しているため、性別と性的指向という概念を組み合わせると様々な性愛の可能性があることも、LGBTの意味を正しく理解するために必要なことであろう。性自認や性的指向が定まっていない人を指すクエスチョニング (Questioning)・クィア (Queer) や、性自認や性的指向の概念に性別が二つであるといった既存の性のあり方に左右されず、自分らしさを表現するために女性でも男性でもない性別の人を想定している人を指すX (エックス) ジェンダー、男性や女性、その他のセクシュアリティに対し、特に性愛の対象となる性別のない、恋愛感情や性的欲求を持たない人を指すアセクシャル (Asexual) 等さまざまなかたちがある。性自認や性的指向の概念に性別二元論はないことを考えると「LGBT」という表現は、セクシュアルマイノリティの一部しか指さず、正確に理解されないことがわかるだろう。そのため最近では各種メディアにおいても、「LGBTQ」を用いることが多くなってきている。

2. 現状のセクシュアルマイノリティ教育・対応策

学校や職場においてLGBTQの自殺率の高さが指摘される中で、2012年に改正自殺総合対策大綱において、「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」「教職員の理解を促進する」などと記載し、2017年の自殺総合対策大綱の見直し後にも指摘され続けている。

教育現場では、2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が文部科学省から通知され、その翌年には教職員向けの周知資料としてのパンフレットが作成された。その中には、「支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。」と記載されており、受動的行動感が否めない。しかし、現場の相談対応ニーズは上昇しており教職員からの適応不安の声は高まっている。また、2017年に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定において初めて性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するための教職員への正しい理解の推進が盛り込まれた。それを受けてLGBT法連合会は、一定の評価は認めたものの具体的な対応に言及していない点や別添資料での記載であったことについて声明で懸念を示している。しかし、LGBTについて記載した教科書は増加傾向であり、今後の学習指導要領への記載が期待される。

2016年には、厚生労働省が発行した「不正な採用選考の基本」の中で、「LGBT等性的マイノリティの方（性的指向及び性自認に基づく差別）など特定の人を排除しないことが必要」と記載があり、2019年に成立したパワハラ防止法には「性的指向・性自認に関するハラスメント（SOGIハラ）とアウティングの防止」が盛り込まれた。コロナ禍における昨今の不安定な社会情勢を鑑みると喫緊の課題といえる。また、こうした趨勢は、多様性を尊重する共生社会の実現に資する学校教育及び寛容力と共感力のある人材育成に向けた教育プログラムの充実にも寄与するものと考えている。

「性の多様性」を理解するうえで、SOGIという概念に着目したい。SOGIとは、Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向と性自認）の頭字語で、性的指向は好きになる性を、性自認は自分の性別への認識を示し、全ての人を持つ特性を表す。SOGIは、LGBTQのように当事者を指す言葉ではなく、性の要素を指す。また最近では、ジェンダー表現（gender expression）のEをつけてSOGIE、さらに、生物学的・解剖学的な性的特徴（sex characteristics）のSCをつけてSOGIESCと表現されることもある。こういった言葉が生まれた背景には、公共のトイレや更衣室などの利用に影響を及ぼすことが考えられジェンダー表現が重要な視点となり、また、LGBTQという表現を使った時に、レズビアン、ゲイ、バイセクシャルは性的指向について、トランスジェンダーは性自認についてであるため、性的指向と性自認が混同され、

レズビアンの方は自分のことを男性だと考え、男性になりたがっているという間違った認識を持つ人が出てくることにもある。国際社会において、SOGIという言葉は2011年頃から使われるようになり、日本でも2015年頃から紹介され、2019年に成立したパワハラ防止法には、SOGIに関連する差別や嫌がらせ、ハラスメントを指すSOGIハラの防止も盛り込まれている。

以上挙げた事例を含め、体育・スポーツ関連学部においてLGBTQに関する喫緊の課題があがっており、施設等ハード面における対応及び教育等ソフト面における学生への対応が急務となっている現状がある。本研究では、スポーツに関わる者を対象に、SOGIとセクシュアルマイノリティに関する認知・理解度等の意識調査により現状を把握することとする。

IV. 調査内容

1. 調査方法

(1) 調査回答者

X地域Y大学学生の男女283名（有効回答数280名、年齢 19.5 ± 0.8 歳）が、競技情報やSOGI、セクシュアルマイノリティに関する独自に作成された質問紙に回答した。本研究の調査期間は2020年10月12日～10月14日であり、対象者はGoogle formで作成された調査票に回答した。対象者には事前に調査についての説明を行い、その後、同意の得られた者のみ無記名の下、質問に回答した。

(2) 調査項目

1) 基本情報

基本情報では年齢、性別の他、現在の専門競技や競技レベル（日本代表、全国大会、地方大会、都道府県大会、市町村大会、出場なし）、競技開始年齢、保育園～大学までの競技歴が回答された。本研究では、「現在（回答時点）の専門競技」を回答した者を「アスリート群」、専門競技を有していない者を「非アスリート群」とした。また、競技レベルでは日本代表と全国大会と回答した者を「競技レベルが高い（High）」、地方大会、都道府県大会、市町村大会、出場なしと回答した者を「競技レベルが低い（Low）」とした。

2) LGBTやSOGI、セクシュアルマイノリティの認知に関する調査項目

調査項目は、須長ら（2017）、西川（2019）、奥山ら（2020）の先行研究を元に、セクシュアルマイノリ

ティに対する認知、理解および価値観を捉えるために、著者らが独自に作成した。

<同性愛や性同一性障害などについて>

テレビ、新聞、書籍、雑誌、ラジオ、インターネットなどで、同性愛、性を変えた人、性同一性障害などが扱われているのを見聞したり、読んだりしたことがありますか？
見聞したり読んだりしたのは、どのような人・事ですか？
同性愛、性別を変えた人、性同一性障害などについて正しい知識を身につけたいと思いませんか？

あなたの仲の良い人が、仮に、同性愛者、両性愛者、性別を変えた場合、あなたのお気持ちに最も近いものを選んでください。

1 そう思う、2 どちらかと言えばそう思う、3 どちらかと言えばそう思わない、4 そう思わない

仲の良い男性の友人が、同性愛者だとわかったら、抵抗がある。
仲の良い女性の友人が、同性愛者だとわかったら、抵抗がある。
仲の良い男性の友人が両性愛者（男女両方に恋愛感情を抱く男性）だとわかったら、抵抗がある。
仲の良い女性の友人が両性愛者（男女両方に恋愛感情を抱く女性）だとわかったら、抵抗がある。
仲の良い友人が、性別を男性から女性に変えたら抵抗がある。
仲の良い友人が、性別を女性から男性に変えたら抵抗がある。

<LGBT（セクシャルマイノリティ）について>

LGBT（セクシャルマイノリティ）について、どのくらい知っていますか？
LGBT（セクシャルマイノリティ）について、授業や学校で学習したことがありますか？
SOGIについて、どのくらい知っていますか？
SOGIについて、授業や学校で学習したことがありますか？
授業や学校で学んだLGBTやSOGI、セクシャルマイノリティについてどのような内容でしたか？
LGBTやSOGI、セクシャルマイノリティについて、学びたいと思いませんか？

<以下の質問に対して、正しい・正しくないを選択してください。>

現在、同性愛は性同一性障害の一つとして定義されている。
現在、同性愛は精神障害ではないとされている。
レインボーカラーは、セクシャルマイノリティの象徴である。
性的指向と性的嗜好は同じ意味である。
同性愛を法で禁じている国がある。
同性愛者が婚姻に相当するような権利を受けられる制度は、まだ日本のどこの自治体にもない。
アメリカでは、すべての州で同性婚が認められている。
エイズ（AIDS）はゲイの病気である。
ゲイやトランスジェンダーの人は「オネエ」である。
セクシャルマイノリティとは、LGBTのことである。
日本では、同性愛は精神病とされている。
日本では、戸籍上の性別を変えることができる。

<男女のあり方や役割などに関する考えについて>

家庭や仕事、社会での男女の役割について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

1 そう思う、2 どちらかと言えばそう思う、3 どちらかと言えばそう思わない、4 そう思わない

男女と一緒に暮らすなら、結婚すべきである
なんといっても、女性の幸福は結婚にある
結婚したら、子どもは持つべきだ
結婚せずに、子どもを持ってもよい
結婚後は、男は外で働き、妻は家庭を守るべきだ
働き口が少ない場合、女性より男性の方が先に仕事につけるようにすべきだ
一般的に、女性より男性の方が、政治の指導者として適している
年老いた親の介護は家族が担うべきだ
なんといっても家族はいいものだ

次に挙げる生き方で、あなたが子どもに「してほしくない」と思うものを選んでください。

実際に子どもがいない場合は、いとすれば、と仮定してお答えください。

一生独身でいる	同性カップルで共同生活をする
結婚届を出さずに同棲する	性別を変えた人とカップルになり共同生活をする
結婚して、子どもを持たない	その他（ ）
子どもがいる状態で離婚する	子どもに、「してほしくない」生き方はない
未婚で子どもを持つ	

2. 統計処理

本研究では、専門競技の有無との関係を検討するために、アスリート群と非アスリート群に分類して各項目を比較した。また、回答された競技レベルを基に、「日本代表レベル」、「全国大会レベル」と回答した者はHigh群、「地方大会レベル（例：中四国大会）」、「都道府県大会レベル（例：岡山県大会）」、「市区町村大会レベル」、「出場していない」、「上記以外」をLow群に分類し、High群とLow群とでの各項目を比較検討した。解析にはクロス集計を使用し、2択の質問においてはカイ2乗検定を実施した。有意水準は5%と

し、調整済み残差は>|1.96|で有意とした。

3. 結果

基本特性の結果を表1に示す。アスリート群に139名（19.5±0.8歳）、非アスリート群に55名（19.5±0.7歳）が分類された。また、競技レベル別ではHigh群に139名（19.5±0.8歳）、Low群141名（19.5±0.7歳）を解析した。年齢、性別での有意差なかったものの、「一般的に、女性より男性の方が、政治の指導者として適している」において、「どちらかと言えば、そう思わない」と回答している学生は非アスリート群で有意に多かった（表2）。「なんといっても家族はいいものだ」において、「そう思う」と回答している学生はアスリート群で有意に多かった。また「どちらかと言えば、そう思う」はアスリート群で有意に少なかった（表3）。

表1. 基本特性

	全体	男性	女性	無回答
人数	335	186	146	3
年齢	19.5±0.8	19.6±0.7	19.4±0.8	18.7±1.2
競技（人数）				
セーリング			1	
ソフトテニス			15	
ソフトボール		1	15	1
ダンス			7	1
チアリーディング			4	
バスケットボール	22		14	1
バドミントン			1	
バレーボール	8		16	
ハンドボール	2		10	
剣道	2		9	
柔道	1		10	
マーチングバンド			2	
フィギュアスケート			1	
競技エアロビクス			1	
空手	2		1	
硬式野球	35		3	
水泳	3		2	
陸上競技	31		25	
アルペンスキー	1			
サッカー	31		1	
なぎなた	1			
フットサル	1			
ボクシング	1			
ブラジリアン柔術	1			
ラグビー	8			
卓球	1			
軟式野球	1			
なし	33		22	

表2. 「一般的に、女性より男性の方が、政治の指導者として適している」に対する群別比較

		アスリート群	非アスリート群
「そう思う」	度数	8	3
	Group の%	2.9%	5.5%
	調整済み残差	-1.0	1.0
「どちらかと言えば、そう思う」	度数	67	11
	Group の%	23.9%	20.0%
	調整済み残差	0.6	-0.6
「どちらかと言えば、そう思わない」	度数	86	25
	Group の%	30.7%	45.5%
	調整済み残差	-2.1*	2.1*
「そう思わない」	度数	119	16
	Group の%	42.5%	29.1%
	調整済み残差	1.9	-1.9

* p<0.05

表3. 「なんといっても家族はいいものだ」に対するアスリート群と非アスリート群の比較

		アスリート群	非アスリート群
「そう思う」	度数	220	34
	Group の%	78.6%	61.8%
	調整済み残差	2.7*	-2.7*
「どちらかと言えば、そう思う」	度数	46	17
	Group の%	16.4%	30.9%
	調整済み残差	-2.5*	2.5*
「どちらかと言えば、そう思わない」	度数	10	1
	Group の%	3.6%	1.8%
	調整済み残差	0.7	-0.7
「そう思わない」	度数	4	3
	Group の%	1.4%	5.5%
	調整済み残差	-1.9	1.9

* p<0.05

競技レベル別での比較結果では、「結婚したら、子どもは持つべきだ」において、「そう思う」と回答している学生はHigh群で有意に多かった。また「どちらかと言えば、そう思わない」はHigh群で有意に少なかった(表4)。また、「結婚せずに、子どもを持ってもよい」において「どちらかと言えば、そう思う」はLow群で有意に多く(表5)、「結婚後は、男は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」において「そう思わない」はLow群で有意に多かった(表6)。

「あなたは、LGBT(セクシュアルマイノリティ)について、どのくらい知っていますか?」において「聞いたことはあるが具体的には知らない」はLow群

表4. 「結婚したら、子どもは持つべきだ」に対する競技レベル別での比較

		High 群	Low 群
「そう思う」	度数	19	8
	Group の%	13.7%	5.7%
	調整済み残差	2.3*	-2.3*
「どちらかと言えば、そう思う」	度数	46	39
	Group の%	33.1%	27.7%
	調整済み残差	1.0	-1.0
「どちらかと言えば、そう思わない」	度数	26	46
	Group の%	18.7%	32.6%
	調整済み残差	-2.7*	2.7*
「そう思わない」	度数	48	48
	Group の%	34.5%	34.0%
	調整済み残差	0.1	-0.1

* p<0.05

で有意に多かった(表7)。また、「あなたは、SOGIについて、どのくらい知っていますか?」において「深い関心があり、ある程度は説明できる」を回答したものはHigh群、Low群いずれも0名であった。「聞いたことない」はHigh群で有意に少なかった(表8)。

表5. 「結婚せずに、子どもを持ってもよい」に対する競技レベル別での比較

		High 群	Low 群
「そう思う」	度数	33	24
	Group の%	23.7%	17.0%
	調整済み残差	1.4	-1.4
「どちらかと言えば、そう思う」	度数	27	45
	Group の%	19.4%	31.9%
	調整済み残差	-2.4*	2.4*
「どちらかと言えば、そう思わない」	度数	46	42
	Group の%	33.1%	29.8%
	調整済み残差	0.6	-0.6
「そう思わない」	度数	33	30
	Group の%	23.7%	21.3%
	調整済み残差	0.5	-0.5

* p<0.05

表6. 「結婚後は、男は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」に対する競技レベル別での比較

		High 群	Low 群
「そう思う」	度数	6	4
	Group の%	4.3%	2.8%
	調整済み残差	0.7	-0.7
「どちらかと言えば、そう思う」	度数	21	14
	Group の%	15.1%	9.9%
	調整済み残差	1.3	-1.3
「どちらかと言えば、そう思わない」	度数	48	37
	Group の%	34.5%	26.2%
	調整済み残差	1.5	-1.5
「そう思わない」	度数	64	86
	Group の%	46.0%	61.0%
	調整済み残差	-2.5*	2.5*

* p<0.05

表7. 「あなたは、LGBT(セクシュアルマイノリティ)について、どのくらい知っていますか?」に対する競技レベル別での比較

		High 群	Low 群
「聞いたことがない」	度数	19	12
	Group の%	13.7%	8.5%
	調整済み残差	1.4	-1.4
「聞いたことはあるが具体的には知らない」	度数	37	54
	Group の%	26.6%	38.3%
	調整済み残差	-2.1*	2.1*
「言葉の説明ができる程度には知っている」	度数	65	66
	Group の%	46.8%	46.8%
	調整済み残差	0.0	0.0
「深い関心があり、ある程度は説明できる」	度数	18	9
	Group の%	12.9%	6.4%
	調整済み残差	1.9	-1.9

* p<0.05

表8. 「あなたは、SOGIについて、どのくらい知っていますか？」に対する競技レベル別での比較

		High 群	Low 群
「聞いたことがない」	度数	110	124
	Group の%	79.1%	87.9%
	調整済み残差	-2.0*	2.0*
「聞いたことはあるが具体的には知らない」	度数	25	16
	Group の%	18.0%	11.3%
	調整済み残差	1.6	-1.6
「言葉の説明ができる程度には知っている」	度数	4	1
	Group の%	2.9%	0.7%
	調整済み残差	1.4	-1.4

* p<0.05

V. 考察と課題

本研究の調査結果によると、過去の教育課程で性の多様性に関する教育を受けた経験はあるものの、正しい知識や実体験に基づく理解に乏しいことがわかった。近年、多様性を尊重する共生社会の実現に向けた教育プログラムの充実が取り上げられているが、未だ筆者らの所属する高等教育機関に在籍する学生には十分に浸透されていない。

海外に目を向けると北欧はLGBTに優しい国と言われセクシュアルマイノリティ先進国である。スウェーデンは最も早い1979年に、同性愛を疾病リストから削除しており北欧他国も80年代には削除しているが、日本は1994年に削除されている。また、ノルウェーは1981年に「性的指向による差別（同性愛者への差別）の禁止」を定めている。

「同性婚」はノルウェーが最も早く2008年、続いてスウェーデンが2009年に、アイスランドが2010年、デンマークが2012年、フィンランドが2017年と、北欧5カ国全てで同性間の結婚が認められている。しかしフィンランドでは2014年に「同性婚」が合法化されたが反対運動が起こり実現は3年後になったという背景がある。また認められているのはシビル婚のみとなっており北欧と言えども課題はまだ多い。「性別変更を可能とする」ことも北欧各国で認められているが、トランスジェンダーを疾病リストから削除しているのはデンマークのみにとどまっている。

2011年に国連人権理事会が、性的指向や性自認に基づく暴力行為や差別に重大な懸念を示す決議を採択した。今ではオランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、南アフリカ共和国を含む28カ国で、国全土で同性婚を合法化しており、異性婚と同等、それに近い権利、または部分的な権利を与えるということが認められている。またアンドラ、イスラエルをはじめとして20カ所以上が登録パートナーシップを持っている。同

性婚および登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約20%の国・地域に及ぶ。2015年に全州で同性婚が合憲となったアメリカでは異性カップル同様に法的な保証が認められている。また、多くの大学が、大学のレクリエーション施設を利用するトランスジェンダー学生のために更衣室を設けだしており多様性に対応してきている。2017年にはカリフォルニア州で初めて教科書にLGBTを含めることが認められ、2019年に法案が提出された。その一方で、アメリカの30もの州でLGBTQ差別禁止法がなく、ジョージア州ではLGBTQへの差別を禁じる連法案「イクオリティ・アクト」において、同性愛者の結婚式などの儀式開催と採用を宗教職者が拒否する権利を保障する法案が下院議会に提出され、ノースカロライナ州では公立学校、政府機関、公立大学のトイレ、更衣室、ロッカールームを使用する場合、「生物学的な性別」に合わせなければいけない、とする法案が提出される等、課題は残る。またイギリスでは2020年9月からLGBTQ+に関する内容を含めたカリキュラムを提供することが必須になっている。

一方日本においては、本研究の調査により、過去の教育課程で性の多様性に関する教育を受けた経験はあるものの、正しい知識や実体験に基づく理解に乏しいことがわかった。また、日本のスポーツ界においても、当事者が精神的な苦痛にさらされてしまうことや、当事者の存在が可視化されていないことが挙げられる。教育現場においても、日常的な行動において無意識に男女に分けられることが習慣化されていたり、制服などの女性らしい格好や男性らしい格好の強要など、当事者の子どもたちにとっては過ごしにくい環境である。施設等のハード面や教育等のソフト面における子どもたちへの対応が急務となっている現状である。

今後の課題としては、教育機関の生徒及び教職員それぞれの立場でSOGIに関する情報の受発信の工夫を図り、教育プログラムとネットワークを構築していく必要があると考える。人々の多種多様な要素を包み込むインクルーシブデザインの観点を中心に、多様性を尊重する共生社会の実現に向けて、若年層の視点での教育プログラムの充実とアクセシビリティの向上を図る必要性を強く感じる。大学教育において、「性の多様性」教育を目指し、教育プログラムの充実と寛容力と共感力のある人材の育成が重要であろう。

謝辞

本研究は、環太平洋大学スポーツ科学センター女性アスリート支援プロジェクトの一環として実施した。本研究にご協力いただいた皆様に感謝いたします。

参考文献

青木昭子・榊原秀也・長嶋洋治・星野慎二・向原圭・後藤英司 (2014) 『医教育 45 (5)』, 357-362, 日本医学教育学会.

有馬将太・園田直子 (2010) 「同性愛者のセクシュアリティ—研究の視点と展望—」, 『久留米大学心理学研究』, 89-97.

電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」
<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0110-009728.html>
<https://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2019002-0110-2.pdf>

藤田依久子 (2011) 「文化と医療—主体文化から見た日本の医療—」, 『環境と経営：静岡産業大学論集17 (1)』, 25-46, 静岡産業大学経営研究所.

藤山新・飯田貴子・風間孝・藤原直子・吉川康夫・來田享子 (2014) 「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果」, 『スポーツとジェンダー研究12』, 68-79.

原田雅史 (2005) 「セクシュアル・マイノリティとヘテロセクシズム—差別と当事者の心理的困難をめぐって」, 『ジェンダー研究』, 145-157, お茶の水女子大学ジェンダー研究センター.

伊藤晴香 (2015) 「「ふつう」とはなにか—セクシュアル・マイノリティ差別と学校教育に関する考察—」, 『早稲田社会科総合研究. 別冊, 2014年度学生論文集』, 307-321, 早稲田大学社会科学学会.

株式会社 LGBT 総合研究所 (2019)
https://www.daiko.co.jp/dwp/wp-content/uploads/2019/11/191126_Release.pdf

金田仁秀 (2012) 「セクシュアリティの多様性—「同性愛」から見る性の歴史—」, 『広島女学院大学公開セミナー論集』, 34-54, 女学院大学.

金子あゆみ (2012), 「セクシュアル・マイノリティのカミングアウト—世の多様性が認められる社会を目指して—」, 早稲田大学文化構想学部人間論系.

風間孝・河口和也 (2010) 『同性愛と異性愛』岩波書店.

木村一紀 (2003), 『セクシュアルマイノリティ第3

版—同性愛, 性同一性障害, インターセックスの当事者が語る人間の多様な性—』, 176-187, 249-253, 明石書店.

桐原奈津・坂西友秀 (2003) 「セクシュアル・マイノリティとカミングアウト」, 『埼玉大学紀要 教育学部 (教育科学)』, 52 (2), 121-141.

丸井淑美・橋本紀子 (2010) 「中学生・高校生の交際及びそれに伴う恋愛行動とその背景要因との関連」, 『女子栄養大学紀要41』, 61-75.

光田香織 (2016) 「LGBTの告知と家族の葛藤」, 『子と家族を支える心理臨床実践Ⅱ—性をめぐる家族の諸問題と支援—』, 71-79, 日本家族心理学会編集, 金子書房.

宮崎留美子 (2003) 「第Ⅱ部 第Ⅰ章 心の性」, 『セクシュアルマイノリティ第3版—同性愛, 性同一性障害, インターセックスの当事者が語る人間の多様な性—』, 70-75, 明石書店.

森山至貴 (2017) 『LGBTを読みとく—クィア・スタディーズ入門』筑摩書房.

村木真紀 (2020) 『虹色チェンジメーカー—LGBTQ視点が職場と社会を変える』小学館.

中井啓人・大藪毅 (2016) 「日本型LGBTムーブメントの提案：日本における欧米型LGBTムーブメントの成果と課題から見えること」, 慶応義塾大学大学院経営管理研究科.

中西絵里 (2017) 「LGBTの現状と課題—性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き—」, 『立法と調査No.394』, 参議院常任委員会調査室・特別調査室.

日経新聞 (2020) 21年度からの中学教科書 「性の多様性」理解促進に工夫 (2020年3月25日 日経新聞)
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ057196990V20C20A3CR0000/>

NPO法人EMA日本
<http://emajapan.org/promssm/world>

日本スポーツ協会 (2020), 啓発ハンドブック「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」

公益財団法人日本体育協会 スポーツ医・科学専門委員会, 「スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究—第1報—第7章 「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」について (大勝志津穂, 高峰修)」『平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ』, 66-75.

- 西川学 (2019), 「短大生と考えるLGBT等のセクシャル・マイノリティ」, 『人権を考える：関西外国語大学人権教育思想研究所紀要 (22)』, 111-126.
- 奥山亜美, 宮本政子, 曾我部美恵子 (2020), 「セクシュアルマイノリティに対する看護学生1年生の実態調査」, 『関西看護医療大学紀要 (12)』, 31-43.
- 須長史生, 小倉浩, 堀川浩之, 倉田知光, 正木啓子 (2017) 「セクシュアル・マイノリティに対する大学生の意識と態度：第1報—インターネットを活用した調査研究—」, 『昭和学会誌 第77巻 第5号』, 530-545.
- 武田正樹・藤田依久子 (2012) 『医療の断章：病気から見えるもの 医療社会学・医療心理学』 廣川書店.
- 戸塚唯 (2018) 「性的マイノリティの児童生徒への支援と支援への態度変容を導く要因」, 『千葉科学大学紀要 (11)』, 47-56.
- 東京新聞 (2020) 「中学教科書に『性の多様性』 来春から大幅増でも文科省は“異性”にこだわり『戦前の価値観』と批判も (2020年3月26日 東京新聞長官)」 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57196990V20C20A3CR0000/>
- 植村恒一郎 (2014) 「「ジェンダー化されたセクシュアリティ」について—あるいは「セクシュアリティのジェンダー化」とは—」, 『群馬県立女子大学紀要 (35)』, 143-153.
- 薬師実芳 (2017) 「多様な性を持つ子供の現状と教育現場で求められる対応について」, 『教育とLGBTIをつなぐ 学校・大学の現場から考える (三成美保編)』, 119-143, 青弓社.